

平成31年度 医療に関する税制要望(項目)

平成30年8月
日本医師会

○医療経営

- 1 ・ 控除対象外消費税問題解消のため、
診療報酬への補てんを維持した上で、
個別の医療機関等において診療報酬に上乘せされている
仕入れ税額相当額に過不足が生じる場合には、
申告により補てんの過不足に対応する新たな税制上の仕組みを
平成31年度に創設すること。
— 消費税 —
- 2 ・ 医療を承継する時の相続税・贈与税制度をさらに改善すること。
 - ①医療法人の出資に係る相続税及び贈与税の
納税猶予制度の創設。
 - ②医療法人の出資の評価方法の改善。
 - ③個人に係る医療承継資産の課税の特例制度の創設。
 - ④出資額限度法人の持分の相続税・贈与税課税の改善。
 - ⑤基金拠出型医療法人の基金の評価方法の改善。— 相続税・贈与税 —
- 3 ・ 社会保険診療報酬に対する事業税非課税存続。
— 事業税 —
- 4 ・ 医療法人の事業税について特別法人としての軽減税率課税存続。
— 事業税 —
- 5 ・ 訪日外国人患者の増加に対応する所要の税制措置。
— 法人税・相続税・贈与税・固定資産税 —

○勤務環境

- 6 ・ 少子化対策及び、病院等に勤務する医療従事者の子育て支援並びに勤務環境を改善するため、下記の措置を講ずること。
- ・ベビーシッター等の子育て支援のサービス利用に要する費用を、税制上の控除対象とする措置を講ずること。

— 所得税 —

- 7 ・ 認定医師制度(仮称)に係る所要の税制措置。

— 所得税・法人税・住民税・事業税・固定資産税 —

○健康予防

- 8 ・ たばこ税の税率引き上げ。

— たばこ税・地方たばこ税 —

○医療施設・設備

- 9 ・ 医療機関の設備投資を支援するため、以下の措置を講ずること。

- (1) 病院等の医療用機器に係る特別償却制度について、
中小企業投資促進税制又は商業・サービス業・農林水産業活性化税制と同等の措置が受けられるよう、税額控除の導入、特別償却率の引き上げ、適用対象となる取得価額の引き下げの措置を講ずるとともに、適用期限を延長すること。

- (2) 中小医療機関の設備投資を支援するため、以下の①又は②のいずれかの措置を講ずること。

- ① 中小企業者等に対する特例措置の拡充及び適用期限延長。

- ・ 中小企業経営強化税制の医療保健業についての対象設備に医療用機器及び建物附属設備を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種に医療業を追加するとともに、適用期限を延長すること。
- ・ 中小企業投資促進税制の適用期限を延長すること。

- ② ①と同等の新たな税制措置を創設すること。

- (3) 中小企業者等に該当する医療機関は、医療用機器について、(1)の医療用機器に係る特別償却制度と(2)の措置(中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制)の選択適用ができるようにすること。

— 所得税・法人税 —

10 ・ 病院・診療所用の建物の耐用年数を短縮。

－ 所得税・法人税 －

11 ・ 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税についての所要の税制措置。

- ①生産性向上特別措置法による固定資産税軽減措置について医療法人等の非営利法人を適用対象に加えること。
- ②医療機関が取得する新規の器具・備品や建物付属設備などの償却資産の投資に係る固定資産税軽減措置を全国一律の要件で適用する措置として講ずること。
- ③固定資産税の償却資産の申告期限を法人税申告期限と統一すること。

－ 固定資産税 －

12 ・ かかりつけ医機能及び在宅医療の推進に係る診療所の固定資産税・不動産取得税に係る税制措置の創設。

－ 固定資産税・不動産取得税 －

13 ・ 医療機関が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等に係る税制上の特例措置創設。

－ 所得税・法人税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

○その他

14 ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置(いわゆる四段階制)存続。

－ 所得税・法人税 －

15 ・ 公益法人等に関わる所要の税制措置。

(1)医師会について

医師会が行う開放型病院等の固定資産税等非課税措置の恒久化、その他の措置。

(2)公益法人等への課税強化を行わないこと。

(3)一定の医療保健業を行う非営利型法人等に係る固定資産税等軽減措置及び公益目的事業として行う医療保健業に係る固定資産税等軽減措置。

－ 所得税・法人税・相続税・登録免許税・固定資産税・都市計画税・不動産取得税 －

16 ・ 保健医療福祉分野公開鍵基盤(HPKI)に係る所要の税制措置。

－ 登録免許税 －